

One Asia Lawyers ニュースレター

2018年：新年特別号

インドネシア

■インドネシアにおけるフィンテックの提供に関する規制

1 フィンテックの提供に関する規制

インドネシア中央銀行（以下、「中央銀行」）は、2017年11月30日付で、フィンテックの提供に関する規制（Bank Indonesia Regulation Number 19/12/PBI/2017、以下、「本規制」）を發布し、翌12月7日にこれを公表しました。本規制は、中央銀行によるフィンテックについての初めての概括的な規制であり、2018年1月1日に発効するものとされています。

本規制の目的は、金融分野における技術革新の促進、消費者の保護、リスクマネジメント及び慎重性原則の実施、並びに、通貨及び金融制度の安定性の維持と効果的で安全な支払システムの維持のために、フィンテックの実施・実行を規制する点にあります。

同目的達成のために、本規制は、大きくいって、フィンテックプロバイダーの登録制度とこれに基づく種々の義務を規定し、他方で、仮想通貨の決済手段としての使用の禁止を規定しています。



2 規制の概要

(1) フィンテックの分類

本規制により規制されるフィンテック³は、以下のように分類されています。

- (a) 支払システム
- (b) マーケットサポート
- (c) 投資管理及びリスク管理
- (d) 貸付、ファイナンス及び資本調達
- (e) その他の金融サービス

そして、上記のように分類化されたフィンテックの活動が、以下の基準を充たすものである場合、本規制に従い、原則として中央銀行への登録が必要となります。

- (a) 革新的であること
- (b) 商品、サービス、技術及び／又は既存のファイナンシャル事業モデルに影響を及ぼし得ること
- (c) 公共の利益に適い得ること
- (d) 幅広く使用可能であること
- (e) 中央銀行が設定するその他の基準を充たすこと

(2) フィンテックプロバイダーの登録等

上記（1）の基準を充たす活動を既に組織し又はこれから組織しようとするすべてのフィンテックプロバイダーは、原則として中央銀行への登録が必要となります。ただし、中央銀行から別途ライセンスを得ている支払システムのサービスプロバイダー及び／又は他の政府機関の賛助のあるフィンテックプロバイダーについては、登録は不要とされています。

³ 本規制において、フィンテックとは、商品、サービス、テクノロジー／又は新規ビジネスモデルを創出する金融システムにおけるテクノロジーであって、通貨の安定性、金融システムの安定性及び／又は、支払システムの効率性、流動性、安全性及び信頼性に影響を与えるものをいうとされている。フィンテックプロバイダーとは、このようなフィンテックの活動を組織する者をいう。



ただし、上記の例外にあたる支払システムのサービスプロバイダーであっても、その商品、サービス、テクノロジー及び／又はフィンテックの基準を充たす新規ビジネスモデルについて、中央銀行に対し情報提供しなければなりません。

(3) フィンテックプロバイダーの義務

中央銀行に登録したフィンテックプロバイダーは、

- (a) 消費者保護に関する原則を実施すること、
- (b) 消費者のデータ及び／又は情報（取引についてのデータ及び／又は情報を含む）についての秘密を保持すること、
- (c) リスク管理及び慎重性原則を実施すること、
- (d) 通貨に関する法律及び規制に従い、インドネシアで行われる全ての取引についてルピアを使用すること、
- (e) 法律及び規則に従い、反マネーロンダリング及びテロリズムファンディング防止原則を実施すること
- (f) その他のインドネシアの法及び規則を遵守すること

が要求されます。また、中央銀行への登録後 3 か月以内に、上記義務を遵守していることについての文書を提出する必要があります。

(4) 仮想通貨の禁止

フィンテックプロバイダーは、仮想通貨を用いた支払システムの提供を禁止されます。ここに、仮想通貨とは、通貨当局以外により発行される電子マネーをいい、マイニング、購入又は報償システムにより取得されたものをいい、ビットコインもこれに該当します。この規定は、インドネシアにおいて仮想通貨が適法な支払手段として認められないことに基づいており、このルールを明確にしたものといえます。

(5) Regulatory Sandbox

本規制は、フィンテックプロバイダーが、その商品、サービス、テクノロジー及び／又はビジネスモデルが、上記（1）に挙げた基準を充たすか否かを試験するための **Regulatory Sandbox** を用意しています。このテスト期間は、原則として 6 か月とされており、同期間経過後にその試験が成功したか否かが決定されます。

成功と判断された場合、支払システムについてのサービスを提供するフィンテックプロバイダーは、その事業開始の前に支払システムサービスプロバイダーとしてのライセンスを申請することが必要となります。不成功と判断された場合、当該商品、サービス等を市場に出すことはできません。

(6) フィンテックプロバイダーのモニタリング

登録されたフィンテックプロバイダーのリストは中央銀行の公式ウェブサイト上で公表され、その活動は中央銀行によりモニタリングされます。

3 フィンテックプロバイダーへの影響等

本規制は、昨今人気の高まりをみせる仮想通貨について、インドネシアにおいて決済手段としての使用を禁止することを明確にし、フィンテックプロバイダーに対する一般的な規制を行うものであり、インドネシアにおいてフィンテックに関連するサービスを提供する事業者、あるいは今後そのようなサービスを提供しようとする事業者にとって少なからず影響のあることが予想されます。